常滑市エンディングノート協働発行事業
仕様書

1　業務名

常滑市エンディングノート協働発行事業

2　業務の目的

本業務は、住み慣れた地域で支え合いながらいきいきと暮らすことができるよう、“もしも”のときのために、本人が望む医療やケアについて前もって考え、家族や医療・ケアチームと話し合う「人生会議（ＡＣＰ）」の普及啓発を行うため作成することを目的とする。

3　協定期間

本業務の協定期間は、協定締結日から令和 12 年 3 月 31 日までとする。

4　発行時期

令和 9 年度：令和 9 年 6 月中
令和 10 年度：令和 10 年 6 月中
令和 11 年度：令和 11 年 6 月中

5　発行部数

令和 9 年度：２，０００部
令和 10 年度：１，０００部
令和 11 年度：１，０００部

6　規格等

（１）　組版　　Ａ４判、４色カラー
（２）　頁数　　約 20 ページ

7　主な掲載内容

（１）　行政情報（例：制度、支援情報、相談窓口等）
（２）　エンディングノート（例：本人基本情報、本人の意思、財産等）
（３）　広告

8　作成経費

事業者はエンディングノートに広告を掲載し、その広告の掲載により得られる収入は事業者に帰属するものとする。エンディングノートの企画、編集、製本及び納品に係る費用は、事業者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しない。

9　広告の掲載

（１） エンディングノートに掲載できる広告については、常滑市広告掲載基本要綱（平成２０年６月２０日要綱第１５号）を遵守するものとする。また、掲載面や位置等は市と協議の上、決定することとする。

（２） 広告は、一見して広告であると分かる表示又は体裁とすること。

（３） 市は、事業者が集めた広告について審査を行い、承認するものとする。審査の結果、掲載不適合と判断された場合は、事業者は広告内容の修正又は広告主の変更をしなければならない。この場合において生じる経費は事業者の負担とする。

（４） 広告主の募集は事業者が行い、市は関与しないものとする。ただし、事業者から依頼があった場合は、必要と認める範囲で、市内事業者等に向けた事業周知を行う。

10　制作方法

（１） 市は事業者にエンディングノートの制作に必要な情報を電子データ等で提供する。

（２） 事業者は、市からの提供情報及び事業者が収集した情報を基に、エンディングノートの企画編集、印刷、製本及び納品を行うものとする。

（３） 事業者は、エンディングノートの制作に関し以下の事項を遵守すること。

① 文字・写真・イラストの大きさ、配列及び配色については、ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが見やすい視認性の高いものとすること。

② 校正作業は、双方協力して行い、市の校了をもって終了するものとする。

③ 広告の制作は、事業者が行うこと。

11　著作権の帰属

（１） 市が提供する行政情報等は、全て市に帰属するものとし、事業者は当該情報の他の媒体への転載及び引用等を行う場合は、あらかじめ市の許可を得なければならない。

（２） 事業者がエンディングノートの制作のために収集した情報及び広告は、事業者に帰属するものとし、市が当該情報等の他の媒体への転載及び引用等を行う場合は、事業者の許可を得るものとする。

12　納品

（1）　事業者は、エンディングノートを市が指定する場所へ納品すること。

（2）　事業者は、エンディングノートの納品時に全ページ分の電子データ（ＰＤＦ形式）を市に提供すること。

13　責任分担及び問合せ等の対応

（1）　市が提供した情報に関する責任は市が負うこととし、問合せ等があれば市が対応することとする。

（2）　事業者が独自に収集した情報及び広告に関しては事業者が責任を負い、問合せ等があれば事業者が対応することとする。